

福岡県下一斉徴収強化月間です！

今月と来月は、地方税徴収率アップと滞納解消を強化。



↑タイヤロックの現場

福 智町では、福岡県および県内の自治体と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率向上と滞納の縮減を図るため、11・12月を「県下一斉徴収強化月間」として、広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押えやタイヤロック、捜索による滞納処分の強化など、さまざまな徴収対策に取り組む予定です。皆さんから収めていただく税金は、私たちの暮らしを支える貴重な財源。この機会に納め忘れの税金がないか確認しましょう。



税についてちょっと考えてみよう

納期限を過ぎても納税していない人は、早めの納税を。



口座振替をご利用ください

便利で安心な口座振替

- ▶ 町税の納付方法は「口座振替」が選択できます。口座振替にすると、納付期限月の25日（振替日が休日の場合は翌営業日）に口座から引き落とされます。“ついうっかり”を防ぐ便利で安心な口座振替をぜひご利用ください。

町の徴収強化月間での取り組み

11・12月は滞納処分を強化

- ▶ 一斉催告、勤務先、取引先への電話等、差押えなど滞納処分を強化します。

【滞納処分の流れ】

- 滞納 → 督促・催告 → 財産調査 → 捜索・差押え → 公売・強制取立 → 完納・停止

納付書の「期限」表示について

「納付期限」と「コンビニ使用期限」にご注意を

- ▶ 納付書には「納付期限」と「コンビニ使用期限」の記載があり、「コンビニ使用期限」内であれば、コンビニエンスストアやスマートフォンなどでの納付が可能。税は、「納付期限」までに納付しないと滞納扱いになるため、ご注意ください。

建物を新築・増築・取壊したとき

必ずお知らせください

- ▶ 建物がなくても課税されたり、正しい固定資産税の金額が算定されない場合もありますので
 - ① 建物の全部または一部を取り壊したとき
 - ② 建物を新築・増築したとき
 の際は、役場税務課にご連絡ください。

※ 新築・増築・滅失登記の手続をした場合は連絡不要です。
 ※ 建物は新築後1ヶ月以内に表題登記することが法律で定められており、登記していない建物の所有者は登記手続きをご確認ください。

筑豊地区合同公売会 in 田川

新型コロナウイルス感染症対策として中止します

- ▶ 県税事務所や筑豊地区の市町村が、税の滞納を解消するために差し押さえた財産を出品する「合同公売会」を毎年開催していましたが、昨年に引き続き開催を見送ることとなりました。皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

納税に関するお問い合わせ

税金の種類をご確認ください

- ▶ 税金の納付や相談窓口は、税金の種類によって「税務課」か「県税事務所」となります。納税通知書などで確認のうえ、お問い合わせください。